第２　中間検査及び使用検査に係る条則等の運用

１　使用検査に関する運用（条則第 12 条の２の２及び施行規程第 14 条関係）

⑴　使用検査の省略

ア　中間検査を実施した場合は使用検査を省略できないものとする。

イ　施行規程第 14 条第１項ただし書の規定を適用することができるのは、次に掲げる中間検査を実施しなくともよい指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等とする。

(ｱ) 施行規程第 15 条第１項ただし書の規定に基づき中間検査を実施していない施行規程第 15 条第１項各号に掲げる指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等

(ｲ) 施行規程第 15 条第１項各号に掲げる指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等以外の中間検査を受けることが義務付けられないもの

⑵　使用検査時の検査要領等

使用検査時の検査要領等については、２、⑵と同様であること。

⑶　中間検査において検査した部分の扱い

ア　中間検査において防火に関する規定、条例で定める火気設備等技術基準又は設備等技術基準若しくは設備等設置維持計画に適合すると認められた部分については、使用検査において同部分の検査を要しないこと。

イ　中間検査は、条則第 12 条の２の２第１項の規定に基づき、指定防火対象物等、火気設備等又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の工事等の完了前に行う検査であることから、中間検査の段階で、工事等が完了していた場合は、当該検査は中間検査ではなく使用検査となるものであること。

２　中間検査に関する運用（条則第 12 条の２の２及び施行規程第 15 条関係）

⑴　中間検査の実施対象

中間検査の実施対象は、次のア及びイに掲げる建築物並びに当該建築物に設置される火気設備等、消防用設備等及び特殊消防用設備等であること。

ア　新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事中の建築物のうち、延べ面積が 500 ㎡以上の指定防火対象物等（耐火建築物で地階を除く階数が３以上であるものに限る。）となるもの

イ　前アに掲げる建築物のほか、消防署長が指定する建築物

⑵　中間検査の検査要領等

ア　条例第 56 条の２第３項の中間検査は、施行規程第 15 条第３項第１号の規定に基づき指定防火対象物等が防火に関する規定に適合しているかどうかについて行うものであるが、火災又は地震等の災害時の都民の被害軽減と消防隊の消防活動上の安全を事前に確保する観点から、防火区画等の構造その他の建築物の構造に係る防火に関する規定に適合しているかどうかについて十分に留意して行うこと。

イ　防火区画等の構造その他の建築物の構造に係る防火に関する規定に適合しているかどうかの確認は、建基法第６条第１項の確認の申請書及びその添付図書（防火区画等の構造に係る図書を含む。）の写しとの照合により行い、施工状況と同図書等が一致していることを確認すること。この場合において、設計の変更があったときは、必要な手続きが終了していることを併せて確認すること。

ウ　中間検査においては、火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分を重点的に検査すること。